

あなたの意見を  
市政のために

## 弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員を募集

市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を令和2年度に策定することとしています。

計画策定に当たり、高齢者福祉施策・介護保険事業の運営や保険料などについて審議する、保健医療関係者などで構成する「弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会」を設置します。

今回、この審議会の委員を広く募集しますので、奮ってご応募ください。

▼応募資格 市内に在住する満40歳以上の市民（議員、公務員、市のそのほかの附属機関の委員または委員になる予定の人は除く）

▼募集人員 3人以内

▼応募期限 1月31日（金・必着）

▼任期・会議の開催 任期は委嘱の日から計画策定年度の末日まで。会議は年5回程度で、平日の日中に開催予定

▼報酬など 会議1回の出席につき報酬1万円と交通費を支給

一緒に地域を  
盛り上げませんか

## 東目屋地区地域おこし協力隊員を募集

都市住民の移住・定住を促し、地域の活性化を図るため、東目屋地区で活動する地域おこし協力隊員を募集します。

### ▼活動内容

#### 【東目屋地区のりんごや野菜のブランディングと広報活動】

東目屋地区のホームページなどを作成し、地区の魅力を県内外へPR／農業体験ツアーや移住体験ツアーナなどの移住交流推進活動／地元りんごや野菜などのネット販売

#### 【地域団体・地域住民と連携した地域おこし】

IT教育やスポーツ教育などの課外教育振興／賑わい創出を目的としたイベントなどの企画・開催／地域コミュニティのネットワークづくり／地域の問題を解決するための活動

▼募集人員 2人

▼要件 採用後に住民票を異動し居住できる人／地域おこし協力隊としての活動終了後も、当市に定住する意思のある人／普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる人／パソコン（ワード、エクセル、インターネット、Eメールなど）の一般

▼応募方法 次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参またはEメールで提出してください。

①住所・氏名（ふりがな）・電話番号・職業・性別・生年月日・年齢

②「弘前市の高齢者福祉と介護保険について」をテーマとした作文（600字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、介護福祉課（市役所1階）で配布しています。

▼選考方法 応募書類を審査の上、選考します。

▼選考結果 結果は応募者全員に書面で通知するほか、選任された人を市ホームページで発表します。

※令和2年度予算が議決されなかった場合は、本募集を中止します。

■問い合わせ・提出先 介護福祉課介護事業係（〒036-8551、上白銀町1の1、☎40-7099、Eメールkaigo@city.hirosaki.lg.jp）

広告を  
掲載しませんか

## 市ホームページのバナー広告と広報ひろさきに掲載する有料広告を募集しています

### 【市ホームページ バナー広告】

市のホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

### ▼掲載位置 各ページの最下段

▼掲載料 トップページ＝1月当たり1枠1万円（1年間継続の申し込みで1枠10万円）／トップページ以外＝1月当たり1枠3,000円（1年間継続の申し込みで1枠3万円）

▼掲載期間 広告の掲載期間は1カ月単位。また、連続して掲載できる期間は最大12カ月です。

▼バナーの規格 大きさ：縦50ピクセル、横170ピクセル／形式：GIF、JPEG、PNG／容量：10キロバイト以下

▼申込期限 掲載開始月の前月の10日

※掲載を希望する人は必ず市ホームページをご確認ください。

### 【広報ひろさき 有料広告】

広報ひろさきに掲載する有料広告を募集しています。

▼掲載位置（1日号、15日号共通） 最終ページ全面、半面または最終ページおよびお知らせページの最下段

### ▼掲載枠・掲載料

掲載枠	規格 (縦×横)	1回の掲載料	
		お知らせページ	最終ページ
全 枠	252mm × 170mm以内	—	1日号 30万円 15日号 20万円
2分の1枠	126mm × 170mm以内	—	1日号 15万円 15日号 10万円
5分の1枠	45mm × 170mm以内	1日号 6万円 15日号 4万円	1日号 9万円 15日号 6万円
10分の1枠	45mm × 85mm以内	1日号 3万円 15日号 2万円	—

※1日号は全ページカラー、15日号は全ページ白黒。  
(消費税および地方消費税を含む)

▼申込期限 掲載を希望する号のおおむね40日前  
※掲載を希望する人は必ず市ホームページをご確認ください。

■問い合わせ・申込先 広聴広報課広聴広報係（市役所2階、☎35-1194）

## ヘルプマークへ ご理解を！

### ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、または発達障がいの人など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人がいます。

そうした人たちが、周囲の人々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得られやすくなるよう、ヘルプマークの普及に取り組んでいます。

### ヘルプカード

障がいのある人が困ったときに助けを求めるためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。

障がいのある人から「ヘルプカード」の提示があったら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

ヘルプカードには個人情報が多く含まれていますので、取り扱いには十分注意してください。



▼ヘルプマーク・ヘルプカードの配布場所 障がい福祉課（市役所1階）

## 知っていますか？ 障害者差別解消法

平成28年4月1日から、全ての国民が障がいの有無によつて分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」がスタートしました。

この法律により、「障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が、行政機関と民間事業者に義務付けられています。

■問い合わせ先 障がい福祉課（☎40-7036）